

# 地域福祉活動助成

地域での高齢者・障がい者・児童の支援、交流活動や見守り活動、地域への社会貢献活動などに取り組んでいるNPO・市民活動団体、ボランティアグループ等の新規事業、活動充実・発展に資する事業に助成します。



## 1. 申請～助成金交付まで

### 1) 応募資格の確認

- ①市民を対象として活動に取り組んでいるボランティアグループ・NPO など、非営利の市民活動団体である
- ②年間の事業計画・予算にもとづいて活動している
- ③本事業の他の助成を受けていないこと
- ④助成金のプレゼンテーションに参加できる

※全ての項目を満たしている団体のみ、申請できます

### 2) 助成対象事業

- ①高齢者・障がい者の支援、見守り活動、交流活動
- ②認知症、寝たきり予防活動
- ③社会参加・生きがい支援活動
- ④地域の社会貢献、先駆的・モデル的活動
- ⑤育児・子育て支援活動
- ⑥その他

### 3) 助成金額

- ①1事業につき、100,000円を上限として助成
  - ②1事業につき、最長3年間を限度とする
- ※①②とも審査により助成の可否、及び助成金額を決定します

### 4) 助成交付までのスケジュール

#### ① 説明会

日時；1/31(水)  
11:00~11:45  
会場；  
社会福祉協議会  
(野口町1-25-15)

#### (個別相談)

希望団体のみ個別相談を受け付けます。(要予約)  
2/1(木)~16(金)  
9:00~17:00  
※平日のみ

#### ②申請書類の提出

所定の申請書類に記入の上、提出してください。  
申請期間；2/1(木)~2/16(金) ※日・祝日除く  
提出物；助成金交付申請書、助成事業確認書、事業計画書・収支予算書、会員名簿、その他広報紙(※)など  
※申請書類は社協ホームページからダウンロードできます。  
提出先；まちづくり支援係

#### ③プレゼンテーション (詳細についてはP3参照)

申請事業について各団体より説明をしていただきます。(5分程度) 必ずご参加ください。  
日時；2/28(水) 14:00~ (※終了時間は申請団体数により変更する場合があります)  
会場；申請後、別途ご連絡します。

#### ⑥交付請求

助成が決定した団体は、決定通知と併せて送付する助成金交付請求書(現金受取または振込)を、指定期日までに提出してください。

期日；4/10(水)まで  
助成金交付；4月末 予定

#### ⑤決定通知の送付

審査会で決定した助成の可否・助成額を団体へお知らせします。

4月上旬；文書で通知

#### ④助成事業審査会

審査基準に基づき、助成の可否・助成額を決定します。

開催日；2/28(水)

## 2. 助成決定～事業実施まで



### 1) 助成の審査基準

#### ■事業の現実性・継続性

…無理がなく、現実的な事業計画・スケジュールが明確に示されているか、事業実施に対する自己資金が計上されているか。

#### ■社会的ニーズへの合致

…地域課題を把握・分析しているか、社会のニーズに合致した事業内容であるか。

#### ■市民への還元度・理解度

…市民の生活や心身の豊かさの向上につながるか、“募金の配分金を活用して行う事業”として理解を得られるか。

#### ■全体の整合性

…目的を実現するための手段や方法が適切かどうか、無理や無駄、不合理がないか。

☆上記の審査基準の他、同一事業申請団体は、発展性（前回の実績と比較して、事業対象の拡大や改善をはかり発展性があるか）、新規事業申請団体は、独自性・先駆性（これまでにない新しい発想や視点、内容、方向性が示されているか）を審査します。



### 2) 助成事業の広報

#### ①事業実施にあたり、参加者・関係者等へ

**「東村山市社会福祉協議会 地域福祉活動助成事業」の助成を受けていること**  
をご案内ください。

#### ②実施事業のチラシ・ポスター・冊子・パンフレット等に、**助成表示**を入れてください。

#### ③事業の実施日時等が決まったら、まちづくり支援係へ事前にご連絡ください。

★助成事業については「福祉だより」「ボランティアネット」等へ掲載することもできます。  
掲載希望の場合は、2ヶ月以上前にご連絡ください。

### 3) 助成金の使途

交付した助成金について、やむを得ず申請内容と異なる使途に変更したい場合、又は余剰金が出てしまうことが予想された場合は、事業終了を待たずに、すみやかに社会福祉協議会の助成金担当者までご連絡ください。

### 4) 助成事業の支援

まちづくり支援係が助成事業のPR・アドバイス等のお手伝いをします。  
お気軽にご相談ください。

## 3. 事業終了～報告まで



### 活動報告書の提出

★助成事業終了後、1カ月以内に所定の「**事業報告書**」、「**収支決算書**」、「**ありがとうメッセージ**」をまちづくり支援係へ提出してください。

★収支決算書には、助成事業の収支のみを載せ、支出金額に合わせて、領収書のコピーを添付してください。

★助成内容以外の支出がないか、確認してください。

★助成事業の関連資料（冊子・写真・チラシ・レジュメ等）を添付してください。

# プレゼンテーション(計画説明)について

申請事業について、各団体より説明をしていただきます。  
当日は助成事業審査委員が出席します。必ずご参加ください。

**日時:令和6年2月28日(水)14:00～**

**会場:地域福祉センター(野口町1-25-15・社会福祉協議会)**

**※当日は13:45までに会場へお越しください。**

## プレゼンテーションしていただく内容について

各団体で説明をしていただく時間は約5分程度(同一事業を申請される場合は8分程度)を予定しております。

短時間に、より分かりやすくご説明いただくために、下記の項目に沿ってプレゼンテーションをしてください。

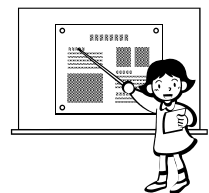
### 同一事業を申請する団体(8分以内)

- ◇団体名と申請事業名
- ◇申請事業の概要
- ★昨年度の実績報告  
(会場・参加者数・内容・効果など具体的に)
- ◇事業継続による予測効果、PR
- ◇その他

※団体の活動内容よりも申請事業を重視して、具体的な説明をお願いします。

### 新たに申請をする団体(5分以内)

- ◇団体名と申請事業名
- ◇申請事業の概要
- ◇事業の予測効果、PR
- ◇その他



## その他

- プレゼンテーションの順番については、①同一事業申請団体②新規事業申請の順番で、且つ申請時の受付順を予定しています。  
※事情により希望の時間帯がある場合は、申請時にご相談ください。
- プレゼンテーションで使用したい備品(プロジェクターやDVDプレーヤー等)がありましたら、申請時にお申し出ください。
- 当日配布したい資料がある場合は、**2/22(木)までに15部お持ちください。**

「地域福祉活動助成」に関するお問合せ

東村山市社会福祉協議会 まちづくり支援係 TEL 042-394-6333

※平日9:00～17:00 ご来所の際は、事前にお電話をお願いいたします。

- ◆プレゼンテーションで話す内容をまとめるために、こちらの用紙をご活用ください。  
また5分（同一事業を申請する団体は8分）で話せる内容か確認してください。

◇**団体名**

◇**申請事業名**

◇**申請事業の概要（実施日、目的、対象、活動内容など）**

★**昨年度の実績報告（会場・参加者数・内容・効果など具体的に）**

※同一事業を申請する団体のみ。新たに申請をする団体は実績報告の必要はありません。

◇**事業の予測効果、PR（こんな効果が期待できるなど）**

◇**その他**